

2017年度
公正な研究活動の推進における
コンプライアンス教育
[研修会]



Building a better
working world

本日のテーマ

公的研究費の適切な使用について

1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においてどのようなことが研究費の不正使用にあたるかを共有します。
2. 実際の事例に基づきどのようなことに気を付けなければならないかを解説します。

ガイドラインにおける不正の定義

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

不正とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の**他の用途への使用**又は競争的資金等の**交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用**。

また、研究活動に関係する不正については、上記のほか、研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)も挙げられる。

- 「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」における不正行為

捏造:存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

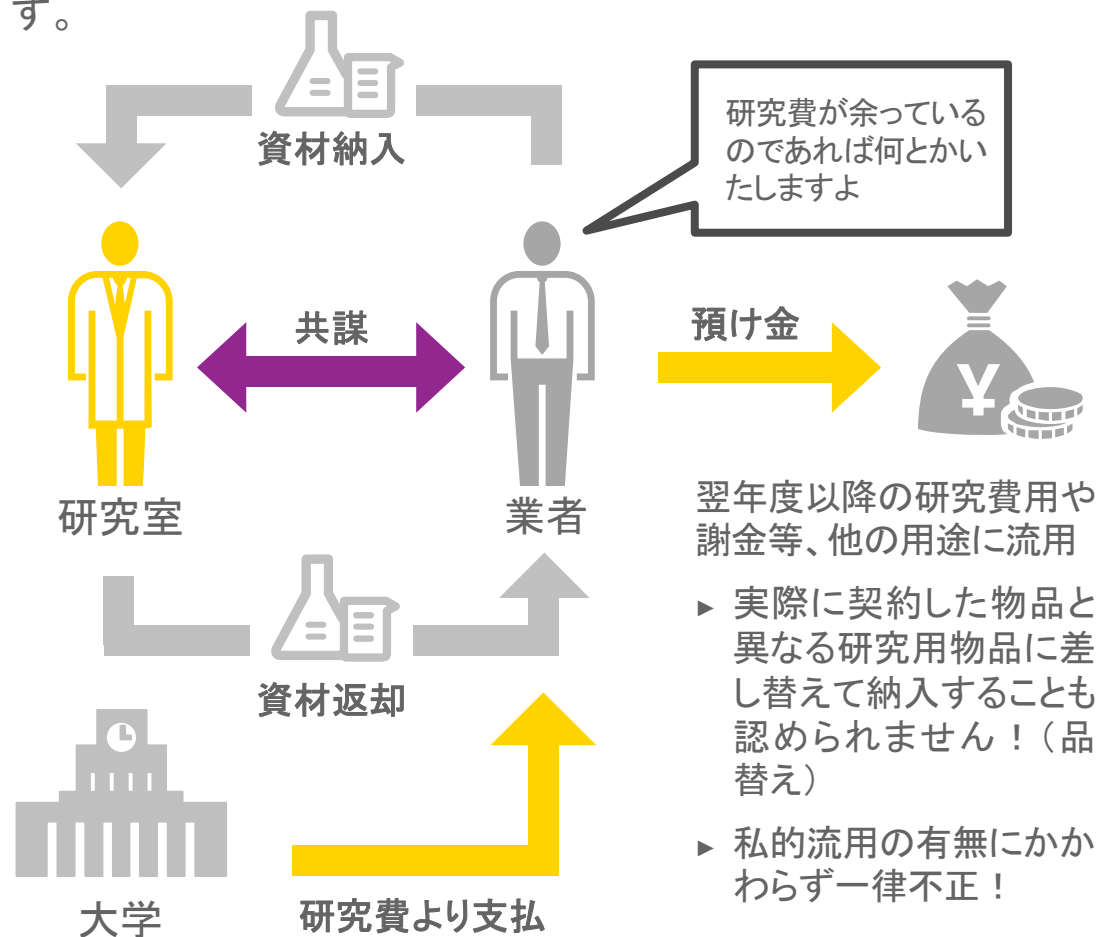
改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用:他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用の具体例

① 預け金

架空発注により物品が納入されていないにもかかわらず代金を支払い、それを業者に管理させる行為は不正使用に該当します。



不正発生の要因分析



動機 使用用途、使用年度に関らず、研究費を自由に使用したかった



機会 発注から納品まで研究者に対して牽制がきかない



正当化 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如

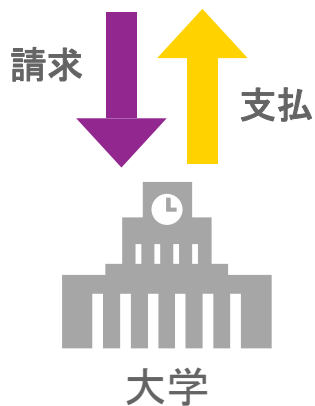
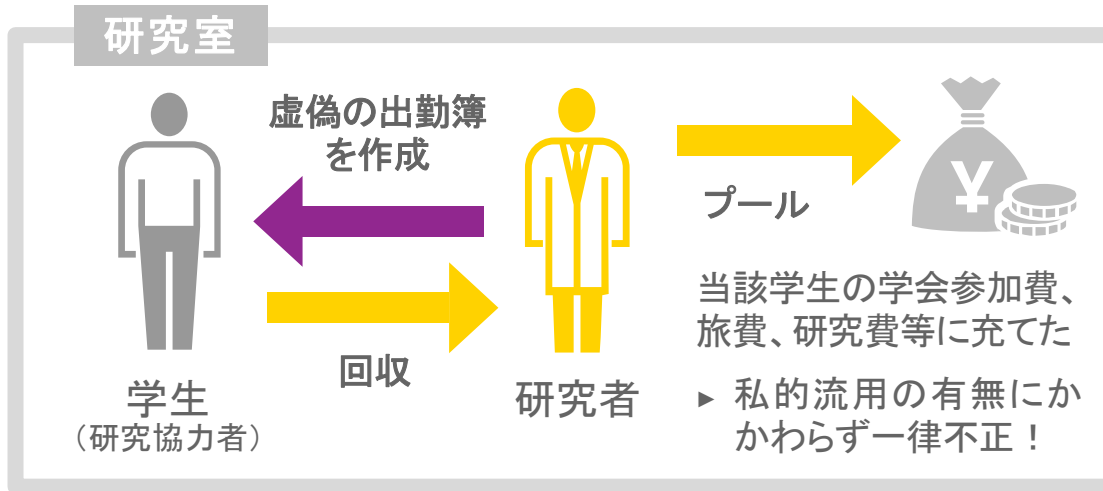
危険な兆候

- ▶ 来年の研究費予算減らされてしまうかな...
- ▶ 使い残した研究費予算がだいぶあるな...
- ▶ 返金したら今後の研究費は減額するってきいたことがあるな...
- ▶ 正直、研究費の管理は秘書と業者をお願いしていて、どんな状況かわからない...




交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用の具体例

② 架空人件費(謝金)等によるプール金

研究協力者に支払う対価について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

-  **動機** 使用用途に関らず、研究費を自由に使用したかった
-  **機会** 勤怠管理が研究室任せで、事務部門が勤務実態を把握していない
-  **正当化** 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如

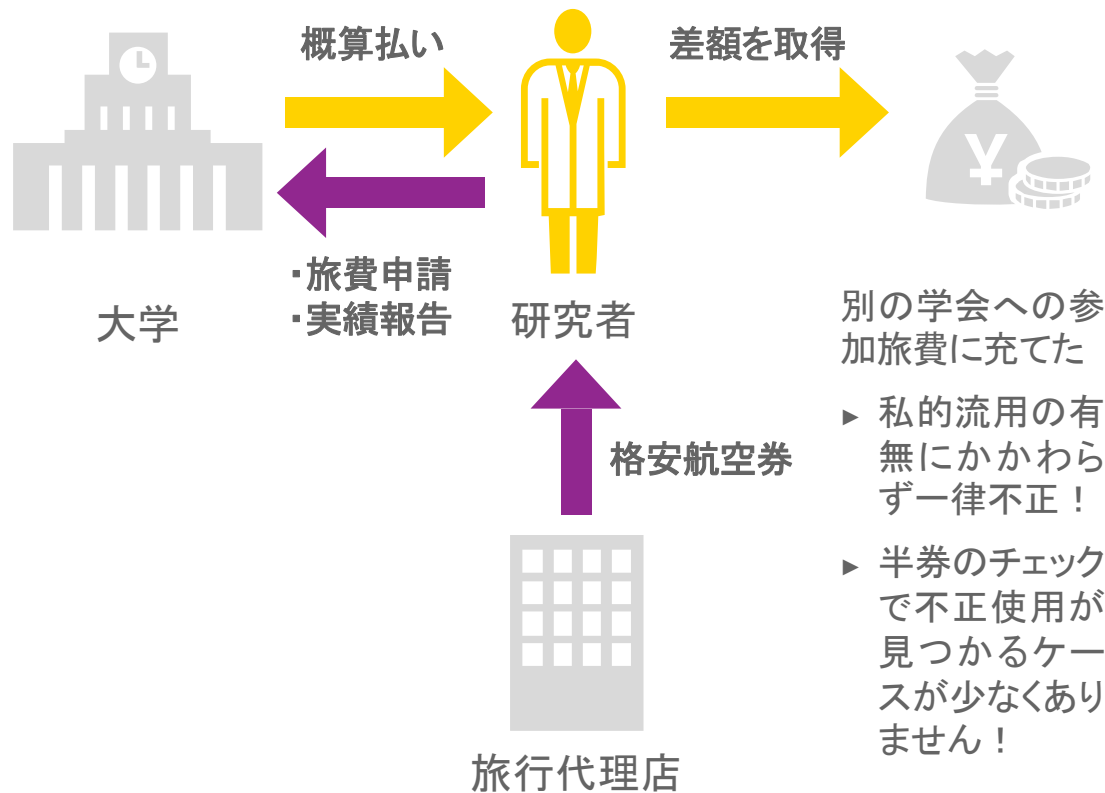
危険な兆候

- ▶ 学生の予算が措置されていないんだよな...
- ▶ 正直、学生の管理はしきれないよね...
- ▶ 時間管理のシステムでも整備しないと把握できないよ...
- ▶ 研究は順調に進んでいるし、予算の範囲内だからいいじゃない...
- ▶ 事務部門は、口頭で聞くだけだし管理なんてできていないじゃない...




交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用の具体例

③ 架空の旅費交通費

実際に要した金額以上の旅費交通費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

-  **動機** 研究費を私的目的で使用したかった
-  **機会** 出張が申請通りに行われたかどうかのチェック体制の不備
-  **正当化** 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如

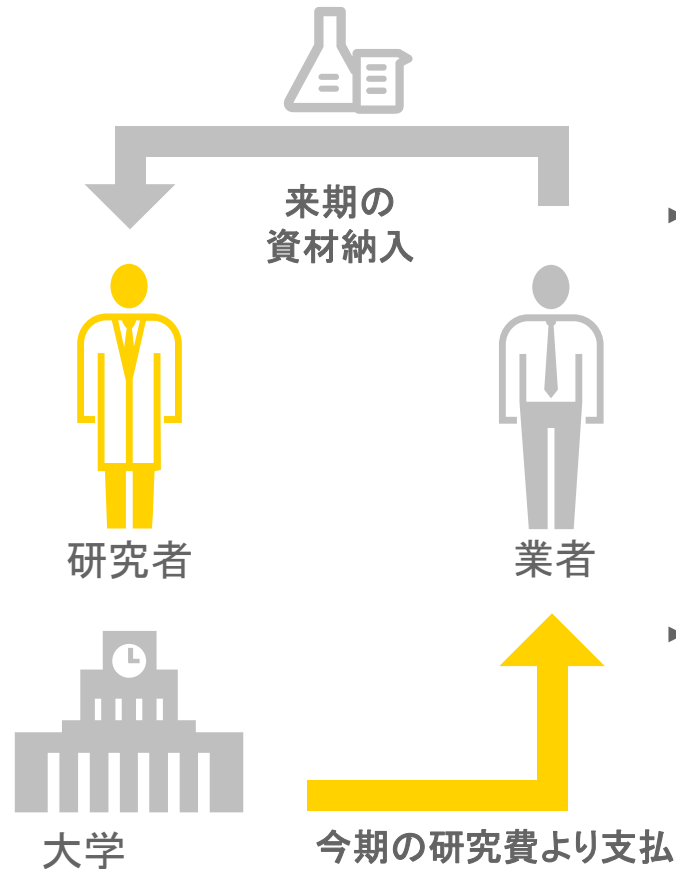
危険な兆候

- ▶ 研究費をねん出したい...
- ▶ 実績報告には、半券しか提出していないから、事務はどこでチケット買っているかわからないのではなかな...
- ▶ 出張計画の変更を頻繁に行うことがある...

交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用の具体例




④ 不適切な支出（期ズレ）

取引先の事由により納品が遅れてしまい、翌年度に納品されたものを当年度に納品したこととする行為も、不適切な支出等に該当します。



- ▶ 発注された物と実際に納品された物が同一であっても、状況によっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の「他の用途への使用」（＝不正）とみなされる可能性がある。
- ▶ 計画的な予算執行が重要！

事象発生の要因分析

-  **動機** 研究費を自由に使用したい、研究費は減らされたくない
-  **機会** 発注から納品まで研究者に対して牽制がきかない
-  **正当化** 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如

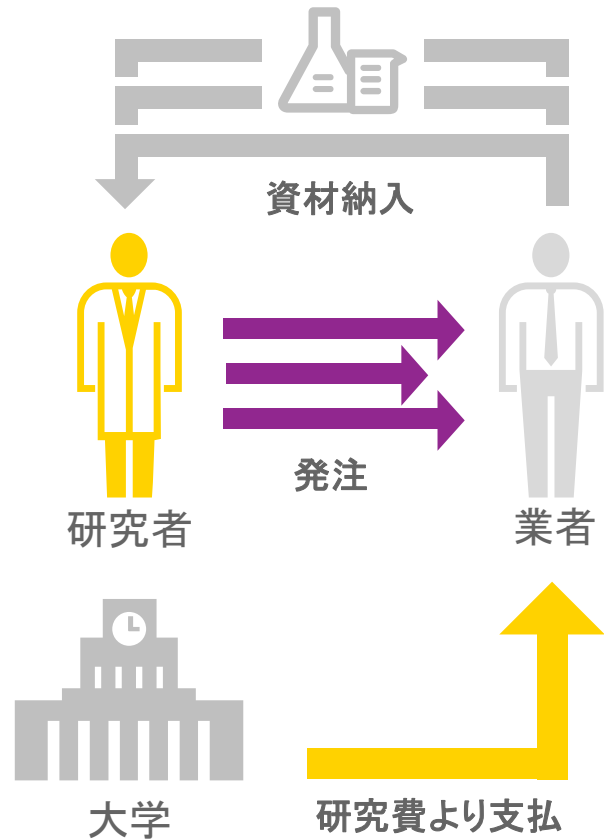
危険な兆候

- ▶ 研究費予算を計画的に執行しておらず余り気味。当初予定していたものを早く買わなくては...
- ▶ 預け金でなければいいよね... 納品物は問題ないから不正ではないし...
- ▶ 発注までしておけば、予算執行したことになるよね...
- ▶ 年度末に間に合わないのは、業者の責任と言えるよね...

交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用の具体例

⑤ 不適切な支出（分割発注）




本来は一つの調達案件（例えば50万円以上）とすべきにも関わらず、同一業者に分割して50万円未満にして調達することは不適切な支出に該当します。



▶ 分割発注は、業者と教授との癒着がエスカレートし、不正（預け金等）の温床となる恐れがあります。

▶ 分割発注は、予算全体で経費が増加する可能性があるため、会計検査院も注意しています。

事象発生 の 要因分析

-  **動機** 研究費を自由に使用したい、研究費は減らされたくない
-  **機会** 発注から納品まで研究者に対して牽制がきかない
-  **正当化** 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如

危険な兆候

- ▶ 職員から入札事務は手間がかかると言われていたから、期末近くになって頼みづらいな...
- ▶ ハードとソフトで資産としては区別できるから、契約もそれぞれで行う方が合理的ともいえるよね...

このような使い方は認められる？ ①

- ▶ 科研費の“目的外使用”については、「科研費FAQ」(独立行政法人日本学術振興会発行 平成28年8月版) において、以下のような定めがあります。

科研費の使途の制限について【Q4104】

【A】 科研費は採択された研究課題の研究を行うための研究費であり、対象となる研究課題の「補助事業の遂行に必要な経費(研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。)」として幅広く使用することができます。しかし、研究活動に使うといっても、対象となる研究課題以外の研究に使うことは目的外使用になり認められません。 ➡ **科研費の目的外使用は認められない。**

科研費で購入した実験装置を、別の研究でも使用することは可能でしょうか？【Q4407】

【A】科研費による補助事業の遂行に支障がなければ、科研費で購入した実験装置を科研費以外の研究のために使用しても差し支えありません。 科研費により購入した設備等は、購入後直ちに研究機関に寄付することとしていますので、その取扱いについては研究機関において適切に行ってください。 ➡ **当該科研費の補助事業の遂行に支障が無ければ、科研費以外の研究にも使用可能。**

出張先において科研費の研究成果を発表するためのシンポジウムが終了した後、別の研究のための資料収集を数日間行う場合に、科研費から出張期間中のすべての旅費を支出することができますか？【Q4436】

【A】科研費では補助事業とは別の研究のための経費を支出することはできませんので、このケースでは、出張期間中のすべての旅費を科研費から支出することはできません。 ただし、科研費と他の経費の使用区分を明らかにすることで、科研費と他の経費を合算して1回の出張に係る旅費を支出することは可能です。 ➡ **役務であっても科研費の目的外使用は認められない。**

このような使い方は認められる？ ②

- ▶ 科研費の執行については、「科研費FAQ」(独立行政法人日本学術振興会発行 平成28年8月版) において、以下のような定めがあります。

科研費(補助金分)の執行において、翌年度にまたがる期間(1年間)のソフトウェアライセンスの使用を契約するに当たり、当該年度の科研費から全額執行することは可能でしょうか？【Q4426】

【A】 実際に当該年度に使用する目的で購入し、納品の確認も行っていれば、当該年度の科研費(補助金分)で支払う事が可能であると考えられます。ただし、単に雑誌の年間購読について補助事業期間を超えて契約することや残りの補助事業が1年間であるにも関わらず、3年間のライセンスの使用の契約を結ぶことなど過度には認められませんので注意してください。

⇒ 補助事業期間を超えて契約することは認められない。

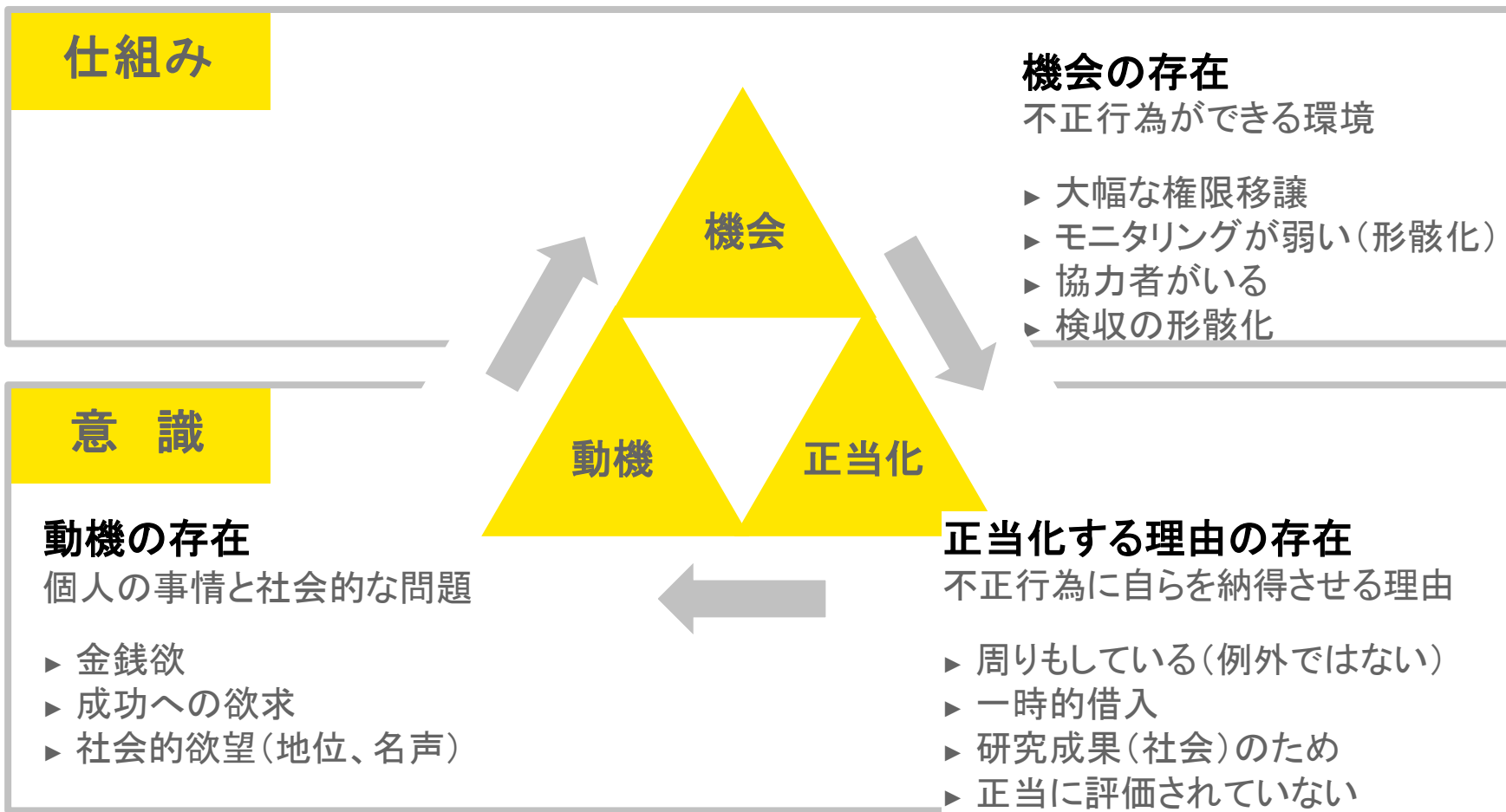
年度をまたいでの出張を行う場合に、科研費から旅費を支出できますか？【Q4439】

【A】 科研費(補助金分)にあつては、年度をまたぐ旅費のうち当該年度分を支出することはできますが、次年度に係る出張の経費を、前年度の補助金から支出することはできませんので注意してください。一方、科研費(基金分)にあつては、年度をまたぐ支出について制約はありませんので、旅費を年度によって分けて支出する必要はありません。

⇒ 補助金分については、年度をまたいで支出することは認められない。

不正が生まれる3要素 不正のトライアングル

米国の犯罪学者であるドナルド・R・クレッシー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の3要素が全て揃った時に発生すると説明しています。



それでも続く研究費不正使用 京都大学の事例(2017年7月25日 新聞報道)

京大助教1,000万円カラ出張 不正受給で懲戒解雇処分

京大は25日、防災研究所の浜口俊雄助教(49)が、約150件のカラ出張を繰り返し、研究費など計約1千万円を不正受給していたと発表した。同日付で懲戒解雇処分とした。大学側の調査に不正を認めたという。大学は詐欺容疑で刑事告訴する方針。

京大によると、助教は平成19(2007)年12月～28年1月、架空の出張旅費を請求し、文部科学省の補助金などを不正に得ていた。**領収書の提出が必要ない鉄道で出張したと申請し、交通費や宿泊費、日当を受け取っていた。**

大学は28年11月、内部通報をきっかけに記録が残っていた期間の調査を開始。助教は「研究に使用するパソコンなどの購入に充てた」と私的流用を否定していたが、**証拠はなく、大学は「私的流用があったと判断せざるを得ない」とした。**

助教は「申し訳ない。支払いはする」と話している。会見した山本克己副学長は「公的資金に支えられる大学としては極めて遺憾」と謝罪した。(出典:産経ニュース)

■ 動機は？

当該教員は、動機については、「正式な手続きに基づく物品購入や購入後の資産管理手続きの煩雑さを回避したいこと、特に故障時に速やかに代替品を手配するために手元に現金を置いておきたいと考えていた」と供述。(文部科学省HPより)

■ 発生原因は？

背景として、宇治地区事務部で年間約 13,000 件の旅費の支給手続きを円滑に実施するために事務処理を集約しているが、効率性を求める一方で、勤務管理と旅費支給の担当部署間での連携が疎かになっていた。(文部科学省HPより)

不正使用の事例に学ぶ、発覚時の具体的な手続き・措置

京都大学の事例(2017年7月25日 新聞報道、文科省HP)

<発覚の時期及び契機>

平成28年11月 **通報**により、京都大学防災研究所に所属する教員が実際には出張していない出張旅費の支払いを受けた疑いが発覚。

<調査に至った経緯等>

予備調査を行った結果、不正な旅費の受給が確認されたことから、調査委員会を設置して本調査を行う必要があると判断。

<調査体制>

部局調査委員会(学内委員6名、学外委員(弁護士)1名)及び本部調査委員会(学内委員6名、学外委員(弁護士)1名)を設置して調査を実施。

<調査内容>

・調査期間

平成28年12月～平成29年5月

・調査対象

当該教員が不正な経理を行ったとする平成19年度以降、当該教員に研究費の使用停止を通知した平成28年12月7日までの間に、当該教員が支出等に関連したすべての財源を対象に調査。

・調査方法

書面調査においては、当該教員が支出等に関連したすべての財源について、関係資料を精査し事実確認を実施。ヒアリング調査及び調査表による調査については、当該教員を含む防災研究所の在職者(過去在籍者を含む)、宇治地区事務部に所属する職員に対して、聞き取り調査・調査表による調査を実施。また、宇治地区にある他の研究所に対しても調査票による調査を実施。

不正使用の事例に学ぶ、発覚時の具体的な手続き・措置

京都大学の事例(2017年7月25日 新聞報道、文科省HP)

<不正の具体的な内容>

平成19年12月から28年1月までの間、合計155件総額11,248,802円の旅費を不正に領得していた。

(不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途)

科学研究費補助金・科学研究費助成事業6,733,712円、科学技術試験研究委託事業364,120円、研究拠点形成費等補助金2,568,400円、大学改革推進等補助金451,600円、運営費交付金1,130,970円
学術研究員1名

(私的流用の有無)

カラ出張で得た金員の用途について、私的な消費には充てていないと供述しているが、任意で提出された預金口座やクレジットカード利用明細の写しなどからは、支出対象を判別することはできなかった。さらに、物品の購入を示すレシートや領収証等も保存されていなかったため、具体的な用途とその金額は確認できず、不正に領得した金員のすべてが用途不明であった。また、不正に領得した金員は自身の生活費と同じ預金口座で管理されていたため、当該口座から支出されたものについては、その財源が不正に領得したものか私費によるものか判別ができない状況であり、私的流用があったと判断せざるを得なかった。

<関係者の処分等>

・関係者の処分

当該教員を本学就業規則に基づき、平成29年7月25日付で懲戒解雇処分。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

調査開始後に使用停止を行った。

・刑事告訴

当該元教員を被告訴人として、刑事告訴を検討中。

・本件の公表状況

○平成29年7月25日(火)記者会見を行い、調査結果を公表(氏名公表あり)

○平成29年7月25日(火)京都大学ホームページに公表(氏名公表あり)

不正使用の事例に学ぶ、発覚時の具体的な手続き・措置

京都大学の事例～不正の発生要因と再発防止策

発生要因(制度等)	再発防止策(制度等)
<p>不正経理の有無に関する調査や毎年度の研修受講後に提出する誓約書に虚偽の回答を行い、周囲に気付かれないように不正経理を続けるなど、当該教員自身に研究者としての倫理観、規範遵守意識の欠如があった。</p> <p><u>しかしながら</u>、長年にわたって不正経理が発見できなかった点については、制度の運用面において以下の点で不正経理が起こった遠因となっていたと考える。</p> <p>① 所属の研究室において、研究室の運営会議で出張等の予定が適切に共有されておらず、当該教員の出張日時を把握していなかったことなど、関心の希薄さや研究室内での情報共有不足があった。</p> <p>② 本学の出張旅費支給手順から逸脱した事後提出を、結果的に長期間許容していた。</p> <p>③ 年間約13,000件の旅費の支給手続きを円滑に実施するために事務処理を集約しているが、効率性を求める一方で、勤務管理と旅費支給の担当部署間での連携が疎かになっていた。</p>	<p>1) 部局における再発防止策</p> <p>① 旅行伺の事前提出の周知徹底</p> <p>② 出張の状況、旅費の支払い情報について教授会等を通じて所内全教職員と共有</p> <p>③ 旅費事務担当者に対する旅費制度の理解促進と問題点の共有</p> <p>④ 勤務管理と旅費支給を含む担当部署間の連絡確認の場の設置</p> <p>⑤ 定期的な用務先へ出張事実確認</p> <p>⑥ 旅行伺へ宿泊先の記載を義務化</p> <p>⑦ 旅行伺について出張者以外の出張を確認できる者による確認</p> <p>⑧ 経理事務等に関する説明会、研修等の実施</p> <p>2) 全学的な再発防止策</p> <p>特に旅費に関する適正な執行のため、以下について新たに取り組み、教職員の意識向上を図る。</p> <p>① ルールを逸脱した事務処理に対する改善指導を行う体制を整備</p> <p>② 正しい旅費の手続きと支給の流れについて改めての通知を実施</p> <p>③ 新規採用教員等に対する研修会の講義内容を新規採用教員以外の現職の教職員に対しても広く説明を行う。</p> <p>④ 不正事案のケーススタディをとりいれた研修・講習会や周知方法の検討・実施</p> <p>⑤ <旅行実態に基づく旅費支給の徹底>について、「重点実施事項」に指定</p> <p>⑥ 学内ペナルティの実施 (不正を首謀、共謀した者だけでなく、知りながら加担した者、黙認した者等に対し研究費の配分制限などのペナルティを検討。)</p>

それでも続く研究費不正使用

宇宙航空研究開発機構の事例(2016年7月20日 公表)

1. 発覚の契機及び刑事裁判の判決のポイント

平成25年3月4日、**宮城県警察**から機構に対し職員Sの業者DWとの間の契約で研究費不正使用の疑いがあるとして捜査への協力が求められたことから、機構は警察の捜査に協力した。

同年5月にSは詐欺容疑で逮捕され、同年6月にSは2件の契約で機構から金銭を騙し取ったとして起訴された。

平成28年6月14日、仙台地方裁判所はSに対し**懲役2年執行猶予4年**の判決を下した。

判決は、SはDW代表のNと共謀の上、2件の契約(解析コード及びプログラムの改修)に関し、既に改修済みであり、DWに改修させる意思も必要もなく、かつ、DWに改修の能力もないのに、**改修の必要があり、DWが改修業務を行う旨機構を誤信させてDWと契約させ、契約代金名目でDWに入金させた**事実を認定し、詐欺罪の成立を認めた。

その上で本判決は、量刑の理由として、本件詐欺事犯は巧妙かつ悪質であること、**Sは詐取した金員を自らの生活費の支払いに充てている**こと、機構の社会的信頼性を著しく害していること、Sは不合理な弁解に終始し反省の態度が見られないことを指摘する一方で、機構の手続き等の隙をついた面があるものの、**チェック機能が十分に働いていたと言えないこと、十分な研究支援体制が受けられない状態が続きストレスがあったことがうかがわれる点においてSにやや同情すべき余地**があることも指摘した。

2. 動機

Sは、研究において人手不足に悩み人手を確保したく良かれと考えて行ったことであり何ら悪意がなかったと説明するが、SはDW等から支払われた資金を私的に流用し、生活費等に費消していたと考えられることから、それを目的としていたと判断せざるを得ない。

それでも続く研究費不正使用

元東大教授の事例(2016年6月28日発表 日経新聞より)

元東大教授に懲役3年 研究費2180万円詐取で東京地裁判決

2016/6/28 13:37

小 中 大 保存 印刷 リプリント    ▼ 共有

研究費名目で東京大と岡山大から計約2180万円をだまし取ったとして詐欺罪に問われた元東大政策ビジョン研究センター教授、秋山昌範被告(58)＝懲戒解雇＝の判決公判で、東京地裁(稗田雅洋裁判長)は28日、懲役3年(求刑懲役5年)の実刑を言い渡した。

判決は「東大教授の地位を利用し、研究者への信頼を悪用した悪質な犯行」と指摘。被害額の大きさを踏まえ、実刑が相当とした。

判決によると、秋山被告は医療などの研究に関する業務を企業に発注したように装い、2010年3月～11年9月に東大から計約1890万円、10年3月には共同研究をしていた岡山大から約290万円を詐取した。

弁護側は「詐欺の故意が認められない」と無罪を主張したが、判決は企業関係者らの証言をもとに「発注先の企業が実際に業務をしていないことを明らかに認識していた」と退けた。

13年7月、東京地検特捜部が秋山被告を逮捕。東大は昨年3月、同被告を懲戒解雇処分とした。

出典: http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG28H3Z_Y6A620C1CC0000/?n_cid=NMAIL002

それでも続く研究費不正使用

元東工大教授の事例(2015年7月15日発表 毎日新聞より)

＜研究費詐欺＞虚偽請求書の東工大大学院元教授に猶予判決
毎日新聞 2015年7月15日 20時18分配信

研究用品の購入を装って研究費をだまし取ったとして詐欺罪に問われた東京工業大大学院元教授、岡畑恵雄被告(67)に対し、東京地裁は15日、懲役3年、執行猶予5年(求刑・懲役3年6月)の判決を言い渡した。大野勝則裁判長は「研究活動に対する信頼を揺るがした」と批判する一方、「相当の被害弁償を済ませ、社会的制裁も受けた」と述べた。

同罪に問われた化学製品販売会社「東光化成」役員、吉田耕司(66)と同社元社員、鈴木克行(70)の両被告はそれぞれ懲役2年、執行猶予4年(ともに求刑・2年6月)とした。判決によると、3被告は共謀して2008～10年、試薬などを同社から購入したとする虚偽の請求書などを大学に提出し、研究費約1490万円をだまし取った。

出典:<http://mainichi.jp/select/news/20150716k0000m040054000c.html?inb=fa>

それでも続く研究費不正使用

大阪樟蔭女子大学の事例(不正が行われた年:平成23年度)

～比較的小規模かつ社会科学系大学の不正事例～

学芸学部における公的研究費の不正使用

<調査の経緯>

平成26年12月に**学生の申立て**により、大学教授の謝金(人件費)の支払いについて不正使用の疑いが発覚。

<不適切な行為の概要>

学芸学部教授が、平成23年度の特別研究助成費及び学術研究助成基金助成金(科研費)において、当該研究の実験協力者である学生に虚偽の出勤簿の作成を指示し、謝金を立て替えたものとして本学に架空請求を行い、他の活動経費に充当していた(プール金 特別研究助成費104,400円、科研費49,050円)。

<不正の発生要因と再発防止策>

(1)発生要因

①研究費の使用に関する意識

・公的研究費に対する倫理意識が欠如していた。

②研究費の使用に関する制度等

・立替払いを的確にモニタリングする方法が整っていなかった。

・謝金(人件費)等を支払う際に、独立してモニタリングを担う体制が充分ではなかった。

(2)再発防止策

①研究費の使用に関する意識

研究機関内での公的資金等の経理管理ルールの周知徹底および研究者倫理を高めることを目的とした研修会を教職員対象に実施した。


②研究費の使用に関する制度等

謝金(人件費)をアルバイト従事者のみが受け取るシステムとし、内部監査(通常監査及び特別監査)を実施するなど公的資金等の管理・監査体制を充実する。

不正事例

文部科学省による研究費不正使用処分事例

▶ 文科省の不正処分事例について、以下の3点がポイントとして考えられます。

項目	内容	例	
		対象年度	発覚年度
不正実施年度(対象年度)と発覚年度の乖離	不正使用から、数年、長いときは10年後に不正使用が発覚し、処分を受けている状況があります。 	平成9年～11年	平成21年
		平成9年～10年	平成20年
		平成12年	平成25年
私的流用の有無	「参考資料」上に、×印をつけた事例が、私的流用があったと思われる事例です。 いわゆる「不正」から連想するような「私的流用」のあった事例は、それほど件数が多くありません。(私的流用がない場合でも、数多く「不正使用」として認定され、処分対象となっています。)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究室の運営費としてプールし使用していた。 ・別の学会の参加費に充てていた。 ・留学生支援、学生の現地調査活動経費や学会参加費等、研究室の運営費等に使用していた。 ・学生の学会参加に必要な経費等に使用していた。 ・補助業務に関連しない研究用物品の購入費に充てていた。 ・本事業と直接関係のない実験補助員の謝金の支払いに使用していた。 ・翌年度以降の研究室及び当該教員の教育研究に使用した。 	
どのような場合に「不正使用」と認定されるか。	他人ごとではない、過去から継続している使用方法、自分もうっかり同様の執行をしてしまいそうなケースは見受けられないでしょうか。 また、金額が少額な場合も、処分対象となっています。	<p><事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 ・大学に申告した内容と異なる日程で出張した。 <p><返還命令>1万円、4万円、11万円</p>	

平成25及び26年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例(平成27年3月31日現在)①

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
北海道大学	科学研究費 助成事業	平成25年度	平成16年度 平成22年度	平成16年度～平成22年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、請求書の 品名の書き換え を業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。 また、うち1名は、一部を 私用物品の購入費 に充てていた。	○補助金の返還命令 平成26年3月31日(本省)5,491万円 平成26年3月31日(学振)8,062万円 ○応募資格の停止 5年:1人 4年:28人 3年:5人 2年:2人 【東北大学分】※ 平成26年3月31日(本省)150万円 【京都大学分】※ 平成26年3月31日(学振)25万円 【神戸大学分】※ 平成26年3月31日(本省)821万円 【愛媛大学分】※ 平成26年3月31日(学振)5万円 【九州大学分】※ 平成26年3月31日(本省)44万円 平成26年3月31日(学振)40万円 (返還命令総額 84万円) 【高エネルギー加速器研究機構分】※ 平成26年3月31日(学振)499万円
静岡大学	科学研究費 助成事業	平成25年度	平成19年度、 平成21年度及 び平成22年度	平成19年度、平成21年度及び平成22年度の科学研究費補助金において、 学生に虚偽の出勤簿を作成させ 、同大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを規則に基づかない謝金手続の原資に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年11月28日(本省)132万円 ○応募資格の停止 4年:1人
京都大学	科学研究費 助成事業	平成25年度	平成14年度、 平成16年度及 び平成17年度	平成14年度、平成16年度及び平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、うち1名は、一部について科学研究費補助金の課題と関係のない 私的な研究活動 に充てていた。	○補助金の返還命令 平成26年1月20日(本省)79万円 平成26年2月26日(学振)167万円 (返還命令総額 246万円) ○応募資格の停止 5年:1人 4年:1人 2年:1人

平成25及び26年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例(平成27年3月31日現在)②

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
札幌医科大学	科学研究費助成事業	平成25年度	平成17年度及び平成18年度	平成17年度及び平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年12月17日(本省) 30万円 平成26年1月24日(学振)81万円 ○応募資格の停止 4年: 1人
工学院大学	科学研究費助成事業	平成25年度	平成15年度～平成17年度	平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年11月20日(本省) 138万円 ○応募資格の停止 4年: 1人
昭和女子大学	科学研究費助成事業	平成25年度	平成18年度	平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により分析費用を支出したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させていた。また、平成21年度及び平成22年度の科学研究費補助金において、 過去に購入した消耗品の支払い に充てるために、 虚偽の請求書等 を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせた。	○補助金の返還命令 平成26年1月10日(学振) 31万円 ○応募資格の停止 2年: 1人 1年: 1人
成蹊大学	科学研究費助成事業	平成25年度	平成17年度及び平成19年度	平成17年度及び平成19年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成26年3月31日(学振)56万円 ○応募資格の停止 4年: 1人
中央大学	科学研究費助成事業	平成25年度	平成15年度、平成17年度及び平成18年度	平成15年度、平成17年度及び平成18年度の科学研究費補助金において、他の経費で購入した研究装置代金の不足額の一部に充てるために、 虚偽の請求書等 を作成させて、これにより同大学から架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせた。また、平成17年度の科学研究費補助金において、請求書の品名と異なる物品を業者に納品させていた。	○補助金の返還命令 平成25年8月6日(学振) 104万円 ○応募資格の停止 4年:1人 2年:1人
法政大学	科学研究費助成事業	平成25年度	平成12年度	平成12年度の科学研究費補助金において、 虚偽の出勤簿 を作成し、謝金を立て替えたものとして同大学に架空請求を行い、当該架空請求に係る謝金を受領し、出張旅費の不足分等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成26年3月20日(学振)24万円 ○応募資格の停止 1年: 1人
日本大学	科学研究費助成事業	平成25年度	平成17年度	平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させていた。	○補助金の返還命令 平成26年1月22日(学振) 2万円 ○応募資格の停止 厳重注意: 1人

平成25及び26年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例(平成27年3月31日現在)③

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
東邦大学	科学研究費助成事業	平成25年度	平成18年度	平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させていた。	○補助金の返還命令 平成26年3月26日(学振) 20万円 ○応募資格の停止 厳重注意: 1人
東京大学	戦略的創造研究推進事業	平成25年度	平成17年度	平成17年度に配分された相違なる2つの研究費において、 年度末に一部支払済みの未納品がそれぞれで生じた にもかかわらず業者に返金を求めることなく、当該業者と相談して返金相当分について 年度を越えて、当初の発注品目と異なる研究消耗品を納入させ 、事業以外に必要な研究に充てていた。	○委託費の返還命令 平成26年2月28日(JST)28万円 ○応募資格の停止 2年: 1人
茨城大学	戦略的創造研究推進事業	平成25年度	平成23年度	平成23年度に配分された研究費において、 採択約5か月前(平成22年度)に研究用物品等を特定業者に発注、納品 させた支払い代金について、採択後、業者作成の架空伝票等を以て大学に支払わせていた。	○委託費の返還命令 平成26年3月18日(JST)101万円 ○応募資格の停止 4年: 1人
国立がん研究センター	戦略的創造研究推進事業	平成25年度	平成17年度及び平成19年度	平成17年度～平成20年度に配分された研究費において、取引先企業からJST(直接執行)及び大学(委託)に提出された書類の中に、 取引実態のない請求書 があり、それらの書類によりJST及び大学から支払いを受けていた。	○返還命令 平成26年3月17日(JST)254万円 ○委託費の返還命令 平成26年3月17日(JST)360万円 ○応募資格の停止 4年: 2人
北海道大学	グローバルCOEプログラム	平成25年度	平成20年度～平成22年度	平成20年度～平成22年度に交付されたグローバルCOEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、 預け金 とし、業者に管理させていた。	○補助金の返還命令 平成26年3月27日 112万円 ○応募資格の停止 4年: 1人 3年: 1人
北海道大学	21世紀COEプログラム	平成25年度	平成16年度～平成20年度	平成16年度～平成20年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、 預け金 とし、業者に管理させていた。	○補助金の返還命令 平成26年3月27日 899万円 ○応募資格の停止 5年:1人 4年:5人 3年:1人
京都大学	21世紀COEプログラム	平成25年度	平成16年度及び平成17年度	平成16年度及び平成17年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、 預け金 とし、業者に管理させていた。	○補助金の返還命令 平成26年1月28日 268万円 ○応募資格の停止 4年: 2人 3年: 1人

平成25及び26年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例(平成27年3月31日現在)④

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
静岡大学	地域イノベーション創出総合支援事業	平成25年度	平成19年度	平成19年度の地域イノベーション創出総合支援事業において、 謝金の架空請求や水増し請求を学生に行わせ 、大学から学生に支払われた謝金の全部又は一部を還流させ、プールすることにより、正規の会計手続によらない謝金業務の支払いに充てていた。	○委託費の返還命令 平成25年12月11日(JST)41万円 ○応募資格の停止 4年:1人
千葉工業大学	地域イノベーション創出総合支援事業	平成25年度	平成20年度及び平成21年度	平成20年度及び平成21年度の地域イノベーション創出総合支援事業において、取引業者との取引で架空請求と品転により、 異なる公的研究資金の買掛金の支払いに充てていた(目的外使用) 。また 過年度に購入していた機器の未払い修理費 にも充てていた。	○委託費の返還命令 平成26年1月10日(JST)49万円 ○応募資格の停止 4年:1人
北海道大学	科学研究費補助金	平成26年度	平成16年度～平成18年度	平成16年度～平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、請求書の 品名の書き換え を業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成26年9月3日(本省)663万円 平成26年12月5日(学振)2,724万円 ○応募資格の停止 4年:8人、3年:1人、2年:3人
東京工業大学	科学研究費補助金	平成26年度	平成19年度～平成24年度	平成19年度、平成20年度及び平成22年度～平成24年度の科学研究費補助金又は学術研究助成基金助成金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた。また、預け金の一部を 研究室の同窓会の経費に充てるなど私的に使用 していた。	○補助金の返還命令 平成27年3月19日(本省)50万円 平成27年3月24日(学振)602万円 ○応募資格の停止 5年:1人
京都大学	科学研究費補助金	平成26年度	平成16年度～平成18年度	平成16年度～平成18年度の科学研究費補助金において、 謝金や旅費の架空請求 を行わせ、当該架空請求に係る謝金や旅費を回収し、研究室でプール金として管理していた。また、プール金の一部を 研究室の懇親会費とするなど私的に使用 していた。	○補助金の返還命令 平成27年2月18日(学振)97万円 ○応募資格の停止 5年:1人
大阪市立大学	科学研究費補助金	平成26年度	平成24年度	平成24年度の学術研究助成基金助成金において、 学生に虚偽の出勤簿を作成させ 、同大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを研究室にプールしていた。	○補助金の返還命令 平成27年3月31日(学振)20万円 ○応募資格の停止 1年:1人
大阪府立大学	科学研究費補助金	平成26年度	平成21年度及び平成22年度	平成21年度及び平成22年度の科学研究費補助金において、請求書の 品名の書き換え を業者に指示し、実際には 異なる物品を納品させたり、委託費の支払いに充てていた 。	○補助金の返還命令 平成26年12月3日(本省)55万円 平成27年2月18日(学振)31万円 ○応募資格の停止 4年:1人

平成25及び26年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例(平成27年3月31日現在)⑤

研究機関	財源	発算年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
上智大学	科学研究費補助金	平成26年度	平成15年度～平成19年度	平成15年度～平成19年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成26年11月5日(本省) 69万円 平成27年2月18日(学振) 28万円 ○応募資格の停止 2年:1人 【九州大学分】※ ○補助金の返還命令 平成26年11月5日(本省) 337万円
武蔵大学	科学研究費補助金	平成26年度	平成25年度及び平成26年度	平成25年度及び平成26年度の学術研究助成基金助成金において、同大学に実態の伴わない 虚偽の出張報告書 を申告し、不正に旅費の支給を受けていた。	○補助金の返還命令 平成27年3月31日(学振) 17万円 ○応募資格の停止 2年:1人
武蔵野大学	科学研究費補助金	平成26年度	平成18年度	平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成27年2月18日(学振) 5万円 ○応募資格の停止 厳重注意:1人
秋田工業高等専門学校	科学研究費補助金	平成26年度	平成21年度	平成21年度の科学研究費補助金において、請求書の 品名の書き換え を業者に指示し、実際には異なる物品を納品させた。	○補助金の返還命令 平成27年3月31日(学振) 2千円 ○応募資格の停止 厳重注意:1人
東京工業高等専門学校	科学研究費補助金	平成26年度	平成16年度	平成16年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同研究機関から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成27年2月18日(学振) 1万円 ○応募資格の停止 2年:1人
東京工業高等専門学校	科学研究費補助金	平成26年度	平成18年度及び平成18年度	平成18年度及び平成19年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成26年9月16日(本省) 93万円 ○応募資格の停止 4年:1人
北海道大学	戦略的創造研究推進事業	平成26年度	平成16年度～平成22年度	平成16年度～平成22年度の大学への委託研究費において、 架空請求と預け金、品名替え (会計書類の書き換え)により研究費の不適正な使用を行っていた。また、JSTが直接執行した平成17年度～平成19年度の研究費においても、架空請求と預け金による不適正な使用を行っていた。なお、預け金については、取引業者に管理させ、翌年度以降に他の研究用消耗品等に充てていた。	○委託費の返還命令 平成27年3月12日(JST) 313万円 ○応募資格の停止 4年:1人、3年:3人 ○取引停止 A社:3ヶ月、B社:3ヶ月

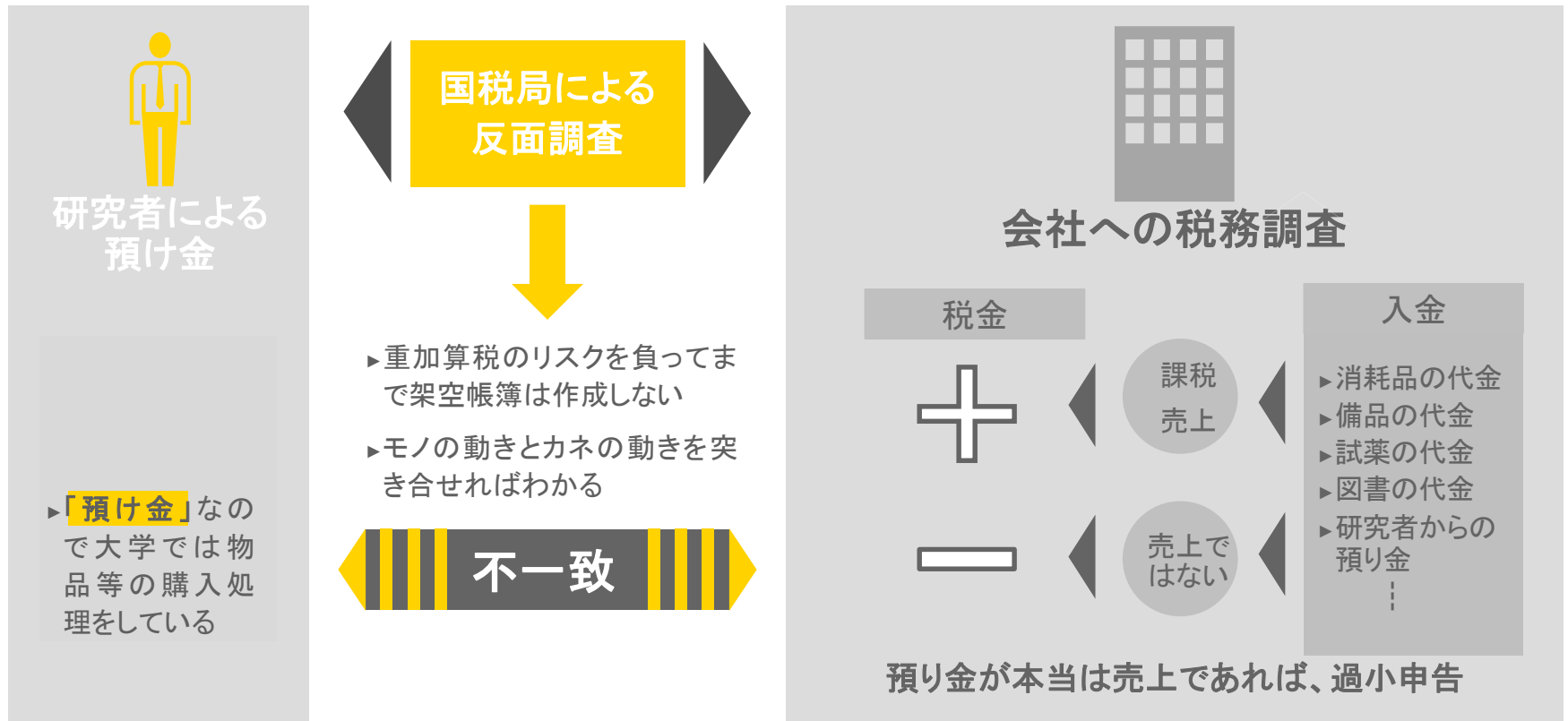
平成25及び26年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例(平成27年3月31日現在)⑥

研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
北海道大学	国家課題対応型研究開発推進事業	平成26年度	平成17年度 ～平成19年度	平成17年度～平成19年度及び平成21年度の新興・再興感染症研究拠点形成プログラム並びに平成22年度の感染症研究国際ネットワーク推進プログラムにおいて、架空発注により消耗品費等を購入したように装い、同大学から研究費を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じて大学に保管された納品伝票とは異なる研究用品等の購入に充てていた。 また、平成18年度及び平成21年度の原子カシステム研究開発事業において、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、同大学から研究費を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、当該代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。	○委託費の返還命令 平成26年10月10日 600万円 ○応募資格の停止 4年:2人 【京大分学分】※ ○委託費の返還命令 平成26年8月1日 204万円
北海道大学	科学技術振興調整費	平成26年度	平成18年度 ～平成22年度	平成18年度～平成22年度の科学技術振興調整費において、架空取引により消耗品等を購入したように装い、 預け金 を行い業者に管理させ、別の消耗品等の購入に充てていた。また、 虚偽の納品書と請求書 により、消耗品等を購入したように装い、研究に使用する機器等の購入に充てていた。	○返還命令 平成26年11月25日 平成27年1月16日、21日 881万円 ○応募資格の停止 4年:3人、3年:1人、2年:1人
北海道大学	21世紀COEプログラム	平成26年度	平成16年度 ～平成18年度	平成16年度～平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、 預け金 とし、業者に管理させていた。	○補助金の返還命令 平成26年9月1日 94万円 ○応募資格の停止 3年:3人
京都大学	21席COEプログラム	平成26年度	平成17年度	平成17年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、 学生に実態を伴わない謝金を指示 し、還流行為によりプールし使用していた。	○補助金の返還命令 平成27年2月20日 44万円 ○応募資格の停止 3年:1人
北海道大学	地域イノベーション創出総合支援事業	平成26年度	平成17年度 ～平成21年度	平成17年度～平成21年度の大学への委託研究費において、 架空請求と預け金、品名替え (会計書類の書き換え)により研究費の不適正な使用を行っていた。また、JSTが直接執行した平成17年度～平成19年度の研究費においても、架空請求と預け金による不適正な使用を行っていた。なお、預け金については、取引業者に管理させ、翌年度以降に他の研究用消耗品等に充てていた。	○委託費の返還命令 平成27年3月12日(JST) 591万円○応募資格の停止 4年:3人、3年:4人、2年:1人 ○取引停止 A社:3ヶ月、B社:2ヶ月
北海道大学	重点地域研究開発推進事業	平成26年度	平成17年度	平成17年度の大学への委託研究費において、 架空請求と預け金、品名替え (会計書類の書き換え)により研究費の不適正な使用を行っていた。なお、預け金については、取引業者に管理させ、翌年度以降に他の研究用消耗品等に充てていた。	○委託費の返還命令 平成27年3月12日(JST) 105万円 ○応募資格の停止 4年:1人

平成25及び26年度における競争的資金の不正な使用に関して 返還命令及び応募制限措置を行った事例(平成27年3月31日現在)⑦

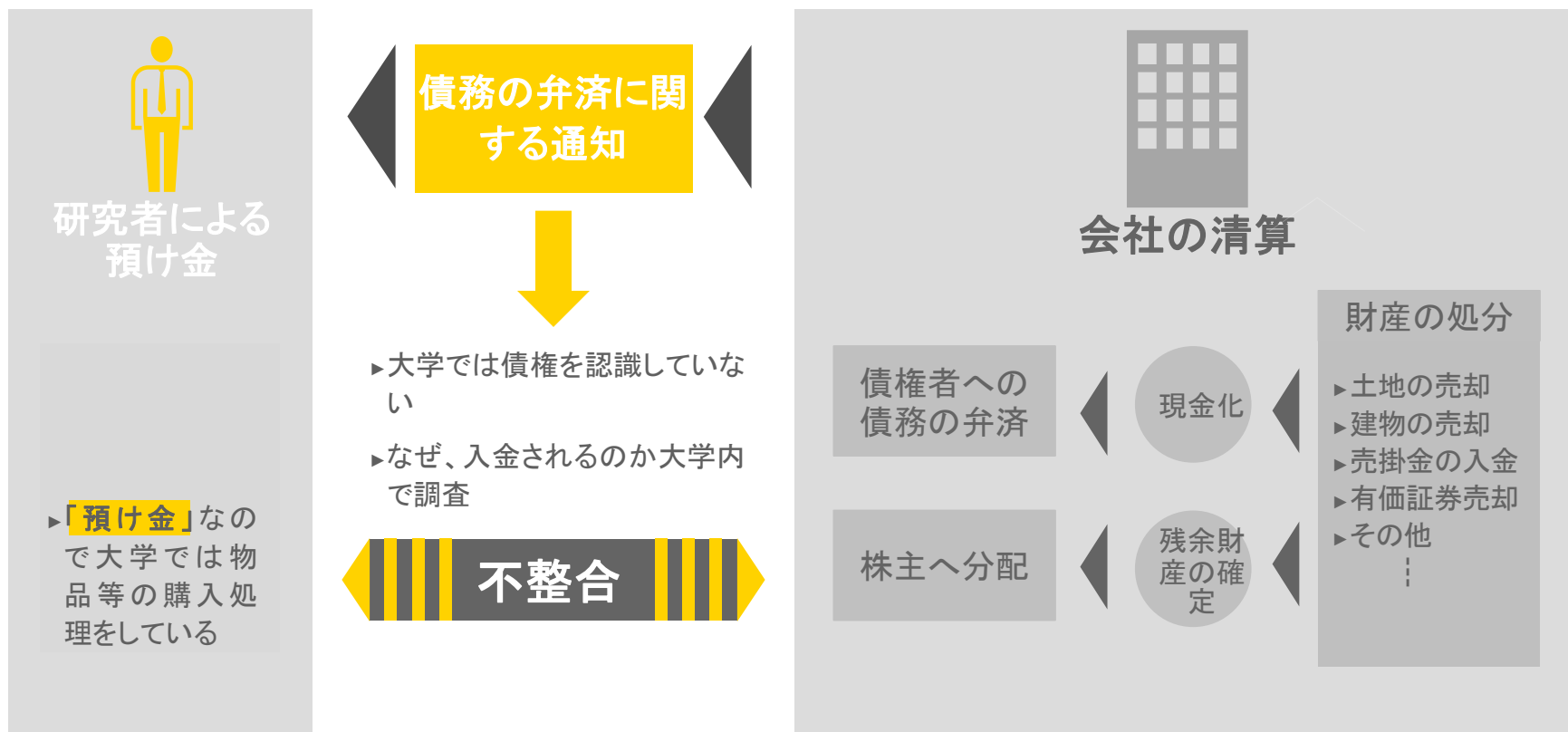
研究機関	財源	発覚年度	対象年度	不正の概要	文部省の対応
北海道大学	先端計測分析技術・機器開発事業	平成26年度	平成16年度～平成17年度	平成16年度～平成17年度の大学への委託研究費において、 架空請求と預け金、品名替え (会計書類の書き換え)により研究費の不適正な使用を行っていた。なお、預け金については、取引業者に管理させ、翌年度以降に他の研究用消耗品等に充てていた。	○委託費の返還命令 平成27年3月12日(JST) 421万円 ○応募資格の停止 4年:1人
東京工業大学	先端計測分析技術・機器開発事業	平成26年度	平成20年度～平成22年度	平成20年度～平成22年度の大学への委託研究費において、 架空請求と預け金 により研究費の不適正な使用を行っていた。	○補助金の返還命令 平成27年3月20日(JST) 151万円 ○応募資格の停止 5年:1人
北海道大学	産学官連携イノベーション創出事業	平成26年度	平成16年度	平成16年度産学官連携イノベーション創出事業において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に 預け金 として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、請求書の 品名の書き換え を業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成26年12月1日(学振) 197万円 ○応募資格の停止 4年:1人
大阪府立大学	最先端・次世代研究開発支援プログラム	平成26年度	平成22年度及び平成23年度	平成22年度及び平成23年度の最先端・次世代研究開発支援プログラムにおいて、業者に 虚偽の書類を作成させ消耗品を購入したように装い、実際には研究作業をさせるための経費 に充てていた。	○補助金の返還命令 平成27年1月26日(学振) 496万円 ○応募資格の停止 4年:1人

最近の不正事例で知っておくべき知識 預け金が発覚する税務調査のメカニズム



国税局は税務調査で預け金に焦点を当て始めた。
大学と業者の反面調査をするため、預け金は発覚する！

最近の不正事例で知っておくべき知識 預け金が発覚する会社の清算



預け金は業者の倒産による債務弁済により発覚する！

研究費不正使用に対する厳しい措置

研究費を不正に使用した研究者に対し、厳しい措置が講じられます。



ガイドラインで求められる措置

氏名の公表

- ▶ 合理的な理由の無い限り研究者個人の氏名不正の内容、機関が実施した措置、調査委員の氏名、調査方法等を含んだ調査結果の公表

人事処分

- ▶ 就業規則等に基づく懲戒解雇・停職・減給等の懲戒処分、訓告・厳重注意等の措置



配分機関による措置

配分機関からの措置

- ▶ 研究費の交付決定の取り消しや返還を求められる

研究申請・参加資格の制限

- ▶ 私的流用： **10年**
- ▶ それ以外の不正使用：
2年～4年 → **1年～5年**
不正使用用途で一律に判断されていたものが、行為内容に応じて判断される。
- ▶ 善管注意義務違反：
なし → **最大2年**

取引停止措置の事例

平成28年 1月 4日

国立大学法人 広島大学

物品購入等契約に係る取引停止について

このことについて、下記のとおり取引停止措置をいたしましたので通知します。

記

1. 取引停止措置業者名
大阪府大阪市北区天満3-5-8
株式会社アズバイオ
2. 取引停止期間
平成28年 1月 4日から平成29年 1月 3日まで（12ヶ月間）
3. 措置対象区分
本学が発注する物品の売買、修繕及び借入、製造の請負(工事を除く。)並びに役務の提供(測量、建設コンサルタント等業務を除く。))において、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止。
4. 措置の理由
大阪大学情報科学研究科及び工学研究科における公的研究費の不正使用いわゆる預け金等(不適切な契約行為による不正使用)に関与したため。
このことが、広島大学財務会計処理細則5-7「物品購入等契約に係る取引停止等について」別表取引停止の措置基準 第15号(5)に該当するため。

(物品購入等契約に係る取引停止等について)

別表 取引停止の措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
15. 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から (1)2箇月以上18箇月以内 (2)2箇月以上18箇月以内 (3)2箇月以上18箇月以内 (4)1箇月以上12箇月以内 (5)1箇月以上12箇月以内
(1)本学に対し架空請求を行ったとき。	
(2)本学に対し納品の事実を偽ったとき。	
(3)(1)又は(2)のほか提出書類に意図的な虚偽があったとき(第一号に掲げる場合を除く。)	
(4)本学に対し不誠実な行為を働いたとき。	
(5)本学が不正と認めた場合。	

大阪大学情報科学研究科及び工学研究科で発生した不正使用(預け金)に対して、他の大学が当該業者を内規により取引停止処分した事例 (その1)

広島大学との取引で預け金があった訳ではないが、広島大学が不正と認めたことで、取引停止処分となっている。

出典: 広島大学 HPより

取引停止措置の事例

大阪大学情報科学研究科及び工学研究科で発生した不正使用(預け金)に対して、他の大学が当該業者を内規により取引停止処分した事例 (その2)

取引停止情報

下記一覧は、現在、取引停止措置の対象となっています。

商号又は名称	所在地	停止期間			取引停止理由
		開始日	終了日	期間	
相本カガク株式会社	大阪府大阪市西区北堀江3-5-1	平成27年2月13日	平成29年2月12日	24ヶ月	不正又は不誠実な行為
株式会社アズバイオ	大阪府大阪市北区天満3-5-8	平成28年1月15日	平成30年1月14日	24ヶ月	不正又は不誠実な行為
八洲薬品株式会社	大阪府茨木市影都あさぎ7-7-18 影都バイオセルズセンター	平成28年1月15日	平成30年1月14日	24ヶ月	不正又は不誠実な行為
三和理研株式会社	大阪府箕面市船場東3-6-62	平成28年1月15日	平成30年1月14日	24ヶ月	不正又は不誠実な行為

出典: 東京工業大学 HPより

取引停止処分は9か月の場合が多いが、
厳格化され2年間と長期間になっている。

本日のまとめ

1

- ▶ 税金の用途には社会的な説明責任が伴う

- ▶ 「研究費」は自由に使用できる資金ではない

2

- ▶ 内部統制の強化
- ▶ 担当者の交代
- ▶ 企業のコンプライアンス意識
- ▶ 税務調査
- ▶ 企業の倒産

- ▶ 研究費不正や研究活動の不正行為は発覚する

3

- ▶ 厳罰化の傾向にある

- ▶ 懲戒解雇
- ▶ 罰金
- ▶ 研究の中断
- ▶ 汚名
- ▶ 連帯責任
- ▶ 研究者人生の終焉
- ▶ 大学のブランド毀損
- ▶ 信頼失墜

ご清聴ありがとうございました。

© 2018 Ernst & Young ShinNihon LLC All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料を利用することで発生したトラブルや損失、損害に対して、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングのいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも一切責任を負いません。